



# 令和3年4月1日開所 建設費補助金交付事業

## 小規模保育事業 募集要項

募集期間：令和2年4月1日（水）～令和2年4月22日（水）

こども青少年局こども施設整備課

令和2年4月

1 事業概要・応募資格等	1
2 令和2年度小規模保育事業 整備が必要な地域一覧	2
3 整備計画	3
4 連携施設の確保について	8
5 認可及び補助金審査基準について	9
6 小規模保育事業の標準的な仕様について(参考)	10
7 補助制度	12
8 事業応募から小規模保育事業開設までのスケジュール(参考)	14
9 申請方法等について	15
10 問い合わせ先	17

### 木材の積極的な活用をお願いします

横浜市では、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養等のため、平成26年4月に「横浜市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定め、木材の積極的な活用を図ることとしています。

保育所等の整備では、天井、壁、床などの内装に木材を活用する“木質化”に積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/archi/wood-timber/>

# 1 事業概要・応募資格等

## (1) 事業概要

### ○小規模保育事業について

平成 27 年4月子ども・子育て支援新制度で新設された「小規模保育事業」は、2歳までの児童を対象とし、定員6人から19人の少人数で保育を行う事業です。事業の種類がA型(分園型)、B型(中間型)、C型(グループ型)に分かれており、定員等の認可基準がそれぞれ定められています。さらに認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかと、「保育内容の支援」「代替保育の提供」「卒園後の受け皿の設定」の連携をすることになります。

### ○建設費補助金交付事業について

社会福祉法人、学校法人、公益財団法人及び公益社団法人(以下、「社会福祉法人等」という。)が自ら確保した用地において、横浜市からの建設費の補助を受けて小規模保育事業を新設するものです。

## (2) 応募資格

本事業に応募できる法人は、以下の全てに該当する社会福祉法人等とします。

- (1) 整備予定地を、自ら所有又は貸与(※)を受けていること。
- (2) 平成 31 年4月1日時点から申請時点まで継続して認可保育所、認定こども園、幼稚園、自治体の認証を受けた保育施設、横浜保育室、又は地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く)を良好な内容で運営していること。
- (3) 新たに小規模保育事業を整備・運営するにあたって、必要な資力・信用があること。
- (4) その他、市長が不相当と認める事由を有しないこと。

(※) 当該土地の賃貸借期間が賃貸借契約書において 10 年以上であること、又は貸主が国や地方公共団体等、安定的な事業の継続性の確保が図られると認められること。

## (3) 採択予定件数

1件

「5 補助金審査基準」により選考を行います。

## 2 令和2年度小規模保育事業「整備が必要な地域」一覧(4月時点)

区	対象エリア	区	対象エリア
鶴見	<p>【鶴見駅周辺】（1か所程度） 鶴見中央一～五丁目、豊岡町、寺谷一～二丁目</p> <p>【駒岡】（1か所） 駒岡一～五丁目</p> <p>【寺尾地区北部】（1か所） 馬場一～二丁目、馬場五～六丁目、北寺尾五～六丁目</p>	神奈川	<p>【三ツ沢上町駅周辺（徒歩5分圏内）】（1か所） 三ツ沢上町（三ツ沢小学校より西側）、三ツ沢西町、三ツ沢南町（三ツ沢小学校より西側）、保土ヶ谷区岡沢町、保土ヶ谷区峰沢町</p>
南	<p>【弘明寺駅周辺（徒歩5分圏内）】（1か所） 六ツ川一丁目、大橋町2～3丁目、中島町3～4丁目、通町3～4丁目、若宮町3～4丁目、大岡町二丁目、中里一丁目</p>	旭	<p>【二俣川駅（駅徒歩10分圏内）】（1か所） 二俣川一～二丁目</p>
磯子	<p>【新杉田駅】（1か所） 中原一～二丁目、杉田一丁目、杉田四～五丁目、新杉田町</p> <p>【根岸駅】（1か所） 東町、西町、下町、原町</p>	栄	<p>【大船駅（駅徒歩5分圏内）】（1か所） 笠間一～二丁目（大船駅より東側）</p>
戸塚	<p>【戸塚駅（駅徒歩10分圏内）】（1か所程度） 吉田町、戸塚町[①JR線線路より東側 ②国道1号（旧東海道）より西側（ただし、バスセンター前交差点から戸塚小学校入口交差点までの商業及び近隣商業地域を除く） ③戸塚小学校入口交差点より南側]、矢部町、上倉田町</p> <p>【東戸塚駅（駅徒歩10分圏内）】（1か所程度） 品濃町、川上町、上品濃町、前田町、平戸町（環状2号線より西側）、名瀬町（横浜新道より東側）</p>	港北	<p>【日吉駅】（1か所） 日吉一～四丁目、箕輪一～三丁目、日吉本町一丁目</p> <p>【日吉本町駅】（1か所） 日吉本町二～五丁目</p> <p>【綱島駅】（1か所） 綱島東一～二丁目、綱島西一～三丁目、綱島台</p> <p>【高田駅（駅徒歩10分圏内）】（1か所） 高田東一～四丁目、高田西一～四丁目</p>

※各対象エリアにおける整備か所数は1か所、もしくは1か所程度を予定しています。

※横浜保育室からの移行に関しては、上記記載エリア外の申請でも受け付けます。

※定員構成については、敷地規模や地域の実情を踏まえて横浜市との協議に応じていただきます。

保育ニーズの高い1歳児枠を確保するため、0歳児枠の設定を行わない場合があります。

※整備が必要な地域に関する問い合わせはP17記載の担当部署にお問い合わせください。

### 3 整備計画

事業計画にあたっては、次の内容を遵守してください。

#### (1) 開所日

令和3年4月1日開所を厳守してください。

#### (2) 事業類型・定員規模等

- ア 事業類型は小規模保育事業A型とします。
- イ 定員は原則 19 人とします。
- ウ 各年齢の定員は持ち上がりができる定員設定としてください。
- エ 認可定員と利用定員は同人数で設定することとします。
- オ 定員設定にあたっては地域の保育ニーズに応じて横浜市との協議に応じていただきます。

#### (3) 整備計画及び仕様

- ア 「小規模保育事業の標準的な仕様について」(P10)を参考に計画してください。
- イ 近隣に十分配慮した計画としてください。(園舎・園庭配置、日影、窓位置、目隠し、砂塵、植栽、駐車場、駐輪場、騒音対策、調理室からの臭気対策、土壌汚染対策等)。
- ウ 原則、調理設備を設け、自園調理を行い、給食の提供をしてください。
- エ 建物より設備の耐用年数は短いため、将来的な設備機器や設備配管の更新工事を見据えた計画にしてください。
- オ 駐車場や駐輪場について、利用者の送迎で認める場合は確保してください。台数等のスペースや配置計画は交通状況等を勘案し、横浜市と協議のうえ計画してください。
- カ 開所前に「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン」(掲載先 URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/su-mai-kurashi/seikatsu/kokyo/sickhouse/sickhouse.html>)に沿って、室内の化学物質濃度測定を実施し、基準値以下であることを確認してください。(測定対象物質は7項目(ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン、キシレン、スチレン、パラジクロロベンゼン)とし、保育室や医務室(医務スペースのある事務室含む)、食堂等子どもが長時間滞在する可能性のある居室を対象とします。)
- キ 開所前に飲料水の水質検査を実施し、基準値以下であることを確認してください。測定対象項目は 11 項目(一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、pH 値、味、臭気、色度、濁度)とします。

#### (4) 保育室等の面積について

- ア 乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室の面積は、壁芯・有効の各面積を算出してください。(異年齢を1室の保育室とする場合も、各年齢別に面積を算出すること。)この場合における有効面積とは、内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物は除いたものをいいます。
  - (ア) 押し入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚
  - (イ) 吊り押し入れ、吊り戸棚(床上 140 cmの空間を確保したものを除く)
  - (ウ) 手洗い器
  - (エ) ピアノ
- イ 0 歳児と 1 歳児を同じ部屋で保育する場合には各年齢の保育スペースを区画し、安全性に十分配慮した設計としてください。
- ウ 手洗用設備は保育室内に乳幼児用と保育従事者用と別々に設置してください。また調理員専用の手洗用設備につ

いても衛生管理の観点から調理室内に設置してください。

エ 2歳児1人あたり3.3m<sup>2</sup>以上の屋外遊戯場を設けてください。屋外遊戯場が設けられない場合は、児童の歩行速度で5分程度、概ね300m以内(実測)の距離にある公園等で代用可能です。

## (5) 近隣対応について(事業申請時に詳しくご説明させていただきます)

小規模保育事業整備に伴う近隣対応は、応募法人の責務です。整備と運営を円滑に行うため、整備予定地の近隣住民等(特に隣接住民、町内会等)の関係者に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。また、説明の経過を記録し、保管してください。その際、意見や要望への誠実な対応を通じ、近隣住民への理解と協力を得られるように努め、当該説明の内容について市に報告いただきます。近隣要望等については、応募法人の責任において、誠意を持って対応してください。

### ア 申請段階

整備予定地の各区役所子ども家庭支援課に相談の上、自治会町内会・連合町内会、ビル所有者及び近隣住民(特に隣接する住民)等に対し、申請前に必ず「小規模保育事業整備について申請を行う」旨の説明をすること。

### イ 採択後

整備について選定された後、速やかに地元自治会町内会、近隣住民の方々に整備計画や運営等について説明すること。その際、保護者の送迎時の対応や騒音など、周辺環境への配慮に関する対応方法等について必要な説明を行うこと。

近隣に保育所、幼稚園等がある場合は、当該施設に対しても整備計画や運営等について説明すること。

### ウ 工事説明

工事計画が確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の通行等について説明すること。

### エ その他

近隣住民への説明については、速やかに行うこととし、施設の設計や工事の実施にあたっては、近隣住民からの要望を汲み取り、整備・運営事業者の責任において解決を図るよう努めること。また、本市から指示があった場合は、戸別訪問または説明会、あるいはその両方を行い、ポスティング等に留めないこと。

## (6) 工事施工業者等の選定(入札の実施)

補助金の交付を受ける工事の施工業者等の選定にあたっては、次に掲げる点を遵守してください。不正な行為や条件違反があった場合は、横浜市は補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。

ア 「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」に基づいて入札の実施、契約をしてください。

「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」について

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/kannsa/sisetsuseibi.html>

イ 工事施工業者が必要な工期を十分に確保できるよう、市の実施設計審査や入札参加資格審査などに要する日数を考慮し、入札に向けた準備は余裕をもって進めてください。

ウ 公益性・公平性の確保、法令の遵守等に特段の配慮をもって行ってください。

エ 補助事業の公益性・公平性に鑑み、次の行為は行わないでください。

(ア) 法人の役員、社員、寄附者、これらの者の親族及び関連会社等その他特別の関係にある者を入札に参加させること。

(イ) 入札参加予定者やその関係者と事前に接触すること。

(ウ) その他公益性・公平性を損なうこと。

オ 入札の実施に関して疑義がある場合は、必ず横浜市と協議してください。

## (7) 保育責任者予定者

### 【保育責任者】

ア 次の条件を全て満たす方となります。ただし、面接等において不適切と判断される場合は交代をお願いする場合があります。

(ア) 保育士資格を有すること。

(イ) 常勤者(※)であり、他の職務と兼務しない者であること

(ウ) 以下のいずれかに該当すること。

a 保育所等において、施設長、園長又は保育責任者の実務経験を2年以上有する者。

b 以下の①又は②に該当する者。ただし、「保育士等キャリアアップ研修」(※1)を開所までに修了している者を保育従事者として1名配置すること。

① 第一種社会福祉事業において、施設長の実務経験を2年以上有する者。

② 学校教育法に定める小学校において、校長の実務経験を2年以上有する者。

c 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を8年以上有し、そのうち主任保育士または主幹教諭の実務経験を3年以上有する者。

d 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を8年以上有し、そのうち主任保育士又は主幹教諭の実務経験を1年以上有する者。ただし、開所までに「保育士等キャリアアップ研修」をすること。

e 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を10年以上有する者。

f 直近4か年のうち、保育所等において2年以上の実務経験を有すること。

※1 「保育士等キャリアアップ研修」の内、「マネジメント」及び 専門分野(乳児保育、幼児保育、障害児保育、食育・アレルギー対応、保育衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援)から3分野を受講すること。

※2 経験年数は令和3年3月31日時点で計算すること。

※3 保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験とは、保育所等における有資格で常勤としての勤務経験とします。

イ 保育所等とは、認可保育所、保育所以外の児童福祉施設、幼稚園、認定こども園、横浜保育室等の認証保育施設、地域型保育事業のことをいいます。認可外保育施設から小規模保育事業へ移行する場合のみ当該認可外保育施設での勤務した経験も認めています。小規模保育事業の特性上、0歳から2歳の保育経験を有することが望ましいです。

ウ 法人又は本人都合による交代

事業申請後から開所までの間に保育責任者予定者を変更することは、審査対象の変更になることから、原則として認められません。

また、開所後3年間は、園の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、保育責任者の変更は原則として認められません。

(※ここでいう常勤とは1日6時間以上かつ月20日以上勤務とします。ただし、給付費申請では月160時間以上を常勤としているので、ご注意ください。)

(注) 小規模保育事業は、19名以下の少人数による保育であり、従事する職員も認可保育所に比べると少人数であるため、保育責任者が園の責任者(いわゆる施設長)と現場の責任者(いわゆる主任)の役割を兼ねることができます。

ただし、園の責任者と現場の責任者を別々に設置することもできます。この場合、園の責任者を管理者、現場の責任者を保育責任者と言います。

管理者と保育責任者を両方設置する場合には、役割分担を明確にした上で、申請してください。(管理者・保育責任者の役割分担を示した書類をご提出いただきます(任意様式))

## (8) 保育内容等について

ア 保育時間(開所時間)

月曜日から土曜日について11時間以上開所してください。

イ 休園日

日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)とします。

ウ 費用負担

延長保育料、実費徴収(延長保育の実施に伴う夕食代、おやつ代等)以外の費用負担を保護者に求めることはできません。

エ 第三者評価

福祉サービスの第三者評価を開所後3年以内に受審し、結果を公表してください。

オ 嘱託医

定期健康診断等を行う嘱託医(内科医・歯科医)を選定していただきます。内科医はできるだけ、小児科医としてください。連携先の嘱託医と兼ねることもできます。

## (9)留意事項

ア 各法人の消費税の扱いにより、補助金の一部の返還を求め場合があります(「横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱」第22条参照)。

イ 事業採択後から完了までの間に、不正な行為や条件違反があった場合は、横浜市は補助金の交付決定を取消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。

ウ 事業採択後の計画の変更はできません。ただし、行政指導や近隣対応による変更は止むを得ないものとしませんが、事前に横浜市と協議してください。

エ 事業採択後、令和2年8月31日までに本市の実施設計審査を受けていただきます。

オ 建物の検査済証については、令和3年2月26日までに交付が確認できるようにしてください。

カ 整備計画地の周辺に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条にあたる営業所が所在している場合、児童の保育環境として大きな課題があるため、申請を受理できないことがありますのであらかじめ十分な確認をお願いします。

キ 令和2年度に他事業(保育事業に限らない。他都市で実施予定も含む。)の整備計画がある場合は、当該事業の収支計画を確認させていただきます。

ク 令和2年度内に工事が完了しない場合は、原則補助対象外となります。備品は年度内に納品されていることが確認できない場合は、補助対象外となります。

ケ 各所管庁への届出等は事業者の責任で手続きを行ってください。

コ 土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれがあるため、神奈川県が、平成30年度に南区・磯子区で区域指定し、順次、市全域で区域指定する予定です。

このため、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、原則として新たな整備計画地とすることはできません。今後、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)などから土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定された場合、建築物の安全対策や移転などが必要になる可能性がありますので、整備計画地が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)などに該当していないか、神奈川県土砂災害ポータルなどで、必ずご確認をお願いいたします。

(参考法令等)



・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(※土砂災害防止法)

・神奈川県土砂災害ポータル

<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

サ 整備計画地に、都市計画道路など、市等で進める他の事業計画がある場合、申請を受理できない場合もあります。ご確認のうえ、該当する場合は事前にご相談下さい。

シ 建設市況の上昇基調を鑑み、全国的に人材・資材（特に鉄骨部材）不足が懸念されます。資材の需給状況を踏まえ、合理的な設計と、確実な調達先を確保する等、スケジュール上支障のないような計画とし、開所時期に遅れが生じないようご注意ください。

## 4 連携施設の確保について

小規模保育事業では、利用児童に対して適正かつ確実な保育を行い、また、利用児童が卒園後も継続的に保育を受けられるように連携施設を確保しなければなりません。近隣の認可保育所、幼稚園（横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（通常型・平日型）実施園）、認定こども園と下記の内容について覚書を結んでください。連携先は複数設定していただいても構いません。事業申請までに整備する区こども家庭支援課に事前にご相談いただくことも可能です。

### (1) 連携施設の役割

#### ア 保育内容の支援【必須】

集団保育を通じた児童同士の関係づくりの機会の設定、地域型保育事業に対する相談や助言、その他保育の内容に関する支援等を行っていただきます。**認可書類提出時（令和2年12月頃）までに必ず締結していただきます。**

#### イ 代替保育の提供【任意】

職員が急病や休暇等により保育を提供することができない場合に、代わりに保育を行います。

#### ウ 卒園後の受け皿の設定【必須】

**利用児童（2歳児）の卒園後の受け皿の設定について、認可書類提出時（令和2年12月頃）までに必ず覚書を締結していただきます。2歳児定員全員分の進級先確保の見込みがあることが申請の条件となります。**申請書の提出時および面接で進級先確保状況について確認させていただきます。なお、卒園後にお子さんが安心して連携先の園に入園できるよう、「ア 保育内容の支援」についても同園で結び、積極的な交流を行っていただくようお願いします。

### (2) 連携先施設

ア 認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかと締結することが可能です。

イ 連携施設の設定には、保育・教育理念や運営方針等確認しておくことが重要です。

### (3) 連携施設受諾促進加算（横浜市独自加算）

小規模保育事業の卒園後の受け皿の確保や保育の助言・相談、合同保育、行事参加、園庭開放等の保育内容の支援等の連携を促進するため、雇用費等の経費の一部に充当するための助成です。**（自園に支払われる助成ではないので、ご注意ください。）**

（令和2年度）

連携先	月額助成単価		支給条件
認可保育所	A区分	229,500 円	助成を受けるためには支給条件があります。詳しくは「参考資料2」をご覧ください。
	B区分	114,750 円	
幼稚園	A区分	85,000 円	
	B区分	57,400 円	
認定こども園	A区分	229,500 円	
	B区分	85,000 円	
	C区分	57,400 円	

## 5 認可及び補助金審査基準について

小規模保育事業の認可及び補助金の審査にあたっては、次の項目を評価します。評価細目は例示です。

評価項目	評価細目
1 法人の体制	(1) 法人代表の適格性 (2) 経営状況 (3) 監査状況
2 既存施設・事業の運営状況	(1) 保育事業の実績 (2) 監査状況 (3) 運営内容の評価
3 資金計画	(1) 運転資金の確保状況 (2) 償還計画の確実性
4 整備計画(ハード)	(1) 土地の所有状況 (2) 屋外遊戯場の状況 (3) 保育環境
5 整備計画(ソフト)	(1) 保育責任者の適格性 (2) 保育従事者の状況
6 連携計画	(1) 連携施設の確保 (2) 卒園後の受け皿の確保
7 面接(法人代表者及び保育責任予定者)	(1) 保育方針・施設運営の方針(保育理念、指針・要領等の理解度等) (2) 人材確保・育成方針、キャリアパス(人材確保策、施設長・保育士等に対する人材育成の考えと具体案 等) (3) 地域対応・交流、苦情解決、保護者対応(地域対応・交流の考え方、苦情等の対応と責任 等) (4) 安全対策、防犯対策、事故時等の対応(事件・事故発生時における対応の理解度及び施設管理の考え方 等) (5) 個別評価項目(法人のサポート体制及び施設長としての資質(責任性、コミュニケーション力、熱意 等))

## 6 小規模保育事業の標準的な仕様について(参考)

以下の内容を参考に、施設計画(ハード面)を行ってください。

### (1) 定員内訳

年齢	0歳	1歳	2歳	合計
人数	3人	8人	8人	19人

### (2) 事業所の規模

#### ア 最低基準

		0~1歳	2歳
設備基準	保育室	3.3m <sup>2</sup> /人	1.98m <sup>2</sup> /人
	屋外遊戯場		3.3m <sup>2</sup> /人
	その他	医務室、調理設備、便所	

※地域子育て支援スペースを計画する場合は、最低 30 m<sup>2</sup>以上確保してください。

#### イ 横浜市補助基準

定員	基準面積
19人	178.6m <sup>2</sup> (9.4m <sup>2</sup> × 19人)

### (3) 建物構造

可能な限り「木造」としてください。

### (4) 主な仕上げ等

保育室等、園児が利用する場所は積極的に「木質化」に取り組んでください。

場所等	部位	仕上げ、仕様等
保育室等	床	天然木複合フローリング
	壁	天然木パネル(腰壁)※内装制限に留意してください。
	その他	こどもの安全への配慮(指はさみ、コンセント、柱等の角)
屋根	—	太陽光発電設備の導入
開口部	—	断熱サッシ、複層ガラスの導入
便所	—	定員 10 人に対し、幼児用大便器 1 個を設置
設備	—	省エネタイプ給湯器の導入(2次熱交換機タイプ等)
照明	—	人感センサー付き照明機器の導入

(5) 主な設備

ア 冷暖房衛生設備

	内 容
冷暖房設備	保育室等各室内には、冷暖房設備を備える。
衛生設備	給排水設備、衛生設備、給湯設備、ガス設備等
調理設備	給食等に必要厨房機器の設備等

イ 電気設備等

	内 容
幹線・動力設備	低圧受電(引込を含む)
電灯・コンセント設備	照明、スイッチ、コンセント設備等
消防用設備	消防法第 17 条 1 項に基づく消防の用に供する設備(自動火災報知設備等)
その他の設備	電話設備等

(6) 主な関係法令

- ア 建築基準法、同法施行令、横浜市建築基準条例
- イ 消防法、同法施行令
- ウ 児童福祉法、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例
- エ 食品衛生法、同法施行規則

(7) 既存施設・事業所の調査

建物の外部・内部の仕上げ、設備の内容等については、事業費に大きく影響するため、最近建設された保育所等を実際に調査し、今回計画する小規模保育事業の設計等に役立てることも有効です。

【チェックポイント】

- ア 建物の配置・形状、外部・内部の仕上げ
- イ 設備の内容(必要な設備の把握等)
- ウ 各室のレイアウト(機能性)
- エ 建物の維持管理状況
- オ こどもの安全への配慮(指はさみ、コンセントの位置、扉の鍵の高さ、段差、角、柱など)
- カ 乳幼児用の便器の数(児童 10 人につき 1 以上であること)

## 7 補助制度

### (1) 補助の概要

本事業の補助制度は「横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱」に基づき、以下のとおりとします。

※各法人の消費税の扱いにより、補助金の一部の返還を求めることがあります。あらかじめご了承ください。

#### ◆補助金交付額(補助対象経費に3/4を乗じた額)

		補助対象経費
整備費	主体工事費 (共通費含む)	実行単価(※1) × 実行面積(※2)
	杭工事費	設計に基づく工事費の額
	環境配慮設備工事費	(実施設計審査時に決定した額を上限とする)
	工事事務費	対象工事費の2.6%を上限
設備整備	備品費	整備に必要な備品購入費 1品 5,000円以上の備品とし、1人あたり実行備品単価(実行備品単価が32,000円を超える場合は32,000円とする)に定員を乗じて得た額を上限
	大型遊具費	整備に必要な大型遊具費 1品 100,000円以上の遊具で、3,500,000円以内

※1 実行単価は本市が予算で定める基準単価が限度です。

※2 実行面積は基準面積(横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱 別表4参照)が限度です。

#### ◆補助対象外経費(例示)

項目	補助対象外経費
水道利用加入金	横浜市水道条例第34条の2に定める水道利用加入金
設計費等	整備に必要な基本設計、実施設計、地質調査、測量費
土地等	土地の買収、整地、造成に要する費用、植栽工事、既存建物の買収費用(保育所等整備交付金交付要綱の規定に基づく既存建物の買収を除く。)
開発工事	都市計画法第29条で定める開発許可を伴う開発工事に関する費用
その他	整備として適当と認められない費用

(2)事業費及び補助金額の概算例

ア 前提条件(事業所規模等)

(ア)延床面積	150m <sup>2</sup>
(イ)構造	木造、2階建
(ウ)定員	19人

イ 建設事業費概算

(ア)建築費	@380千円×150m <sup>2</sup> (造成費を除く)	=	57,000千円
(イ)設計費		=	4,800千円
(ウ)初度設備費	(開設に必要な備品・消耗品・大型遊具)	=	2,000千円
(エ)工事監理費		=	3,200千円
合計		=	67,000千円

ウ 横浜市補助金概算 (予定金額)(平成31年度補助単価を基に算出)

(ア)建築費	<table border="0"> <tr> <td>主体工事費</td> <td>:310,400円×150m<sup>2</sup> ①</td> <td rowspan="2">} ×3/4</td> <td rowspan="2">≒</td> <td rowspan="2">35,827千円</td> </tr> <tr> <td>工事事務費</td> <td>:①×2.6%=1,210千円</td> </tr> </table>	主体工事費	:310,400円×150m <sup>2</sup> ①	} ×3/4	≒	35,827千円	工事事務費	:①×2.6%=1,210千円
主体工事費	:310,400円×150m <sup>2</sup> ①	} ×3/4	≒				35,827千円	
工事事務費	:①×2.6%=1,210千円							
(イ)備品費	32,000円×19人×3/4	=	456千円					
合計			36,283千円					

## 8 事業応募から開所までのスケジュール(参考)

◆令和3年4月1日開所を厳守してください

	法人及び 認可関係の動き	建設関係の動き	補助金関係の動き	市の審査関係
4月22日	提出書類受付締切			
～5月中旬	面接・審査			
6月中旬～ 11月頃	結果通知 【地元説明(設計)】	実施設計着手 実施設計完了		<b>実施設計審査(8月 31日まで(厳守))</b>
	理事会開催 (工事入札内容)  【地元説明(工事)】	入札参加有資格候補者 報告書提出 入札  入札立会報告書・ 一覧表提出  工事着工	補助金交付申請・決定	報告書結果通知  入札立会  HP掲載
12月頃	認可・確認申請書類 提出			認可・確認申請書 類確認
2月		しゅん工(VOC及び水質 検査、消防検査)		<b>完了検査(2月26 日まで(厳守))</b>
3月			補助金実績報告書 補助金額確定	認可
4月	開園(4月1日)		(補助金受領)	

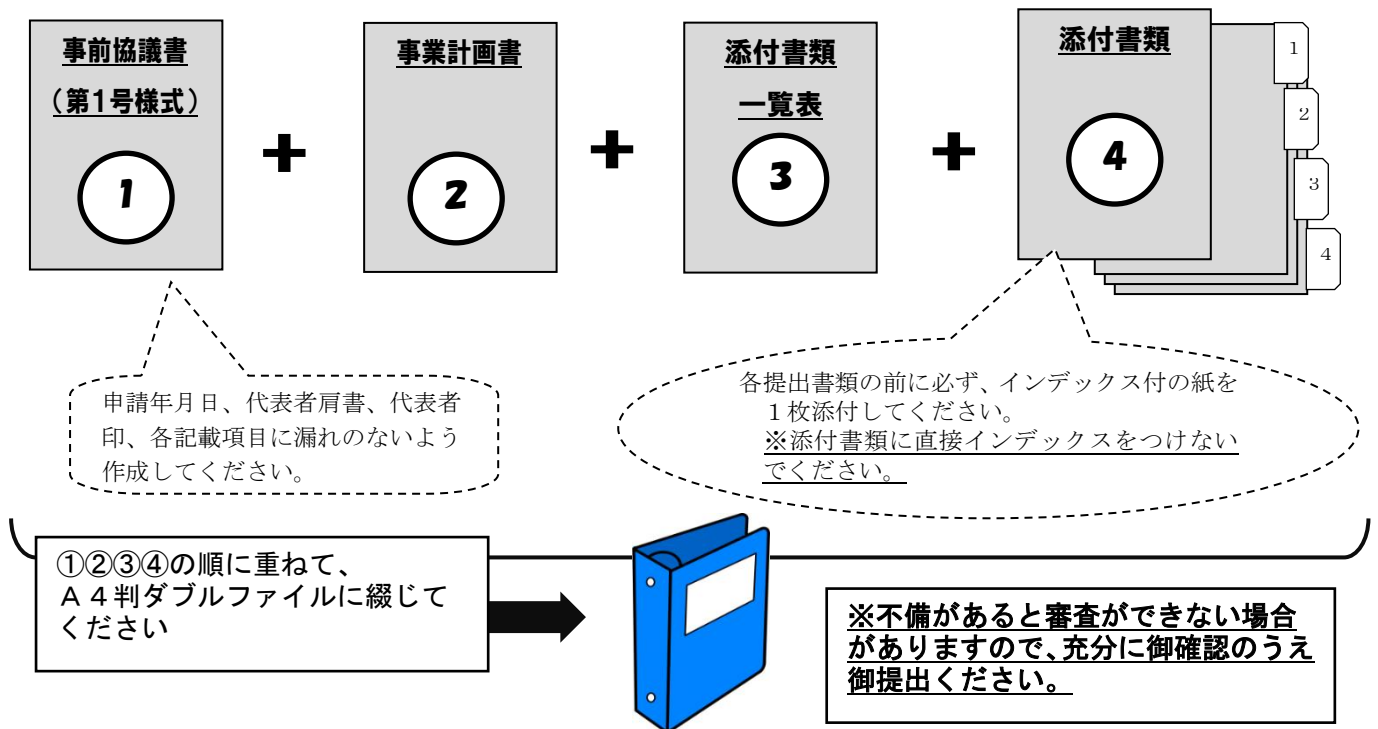


## 9 申請方法等について

### 1、申請書の提出について

- (1) 提出方法: 申請物件の基準及び整備エリアの適合性等を確認するため、申請を希望される場合は、必ず事前相談にお越しください。申請書類提出の際には電話で日時をご予約の上、直接お持ちいただきますようお願いいたします。締切日当日は混み合いますので、なるべく日にちに余裕をもってご準備ください。なお、以下にある通り、提出部数は一部ですが、法人の控えとしてもう一部作成いただき、提出の際は併せてご持参いただきますようご協力をお願いします。
- (2) 受付時間: 土・日・祝日を除く、8時45分から17時まで  
(新市庁舎への移転の関係から、可能な限り4月17日及び20日を避けてご予約いただきますようご協力をお願いいたします。)
- (3) 受付場所: ども青少年局 ども施設整備課  
【令和2年4月17日まで】  
横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル5階 (最寄駅 JR 関内駅、市営地下鉄関内駅)  
【令和2年4月20日以降】  
横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所 13階 (最寄駅 東急東横線馬車道駅、JR 桜木町駅)
- (4) 提出部数: 1部  
ア 「事前協議書(表紙)」、「事業計画書」、「添付資料一覧」、「添付書類」の順に書類を重ねてA4判ダブルリングファイル(左2穴)に綴じてください。  
イ 表紙・背表紙部分に『令和2年度小規模保育事業事前協議書 法人名 (仮称)園名』と記載してください。  
ウ 添付書類には、必ずインデックス(「提出書類一覧」の番号1~36)付の紙の後に該当する資料を付けてください。  
エ 申請書類は見やすい範囲内で可能な限り両面印刷で作成してください。

#### 【提出書類イメージ図】



(5) 提出締切日:

申請書類: 4月 22 日(水)

(6) 申請内容について、後日確認させていただくことがあります。

## 2 面接について

(1) 日時(予定) 5月中旬

※詳細が決まりましたら、個別にお知らせします。

※日時はこちらで決めさせていただきますので、ご了承ください。

(2) 場所 横浜市庁舎又は近傍(面接日時と併せて別途ご案内します。)

(3) 出席者

ア 設置者(法人代表)【法人役員による代行可】

※コンサルティング契約先、顧問契約先等の社員による代理出席は認めません。

イ 保育責任予定者(保育責任者とは別に園の責任者を設ける場合は、その方も同席をお願いします。)

(4) 面接の内容について

ア 設置者(若しくは法人)の保育に対する考えや園の運営に関する事。

イ 事業申請書に記載された内容に関する事。

ウ 保育責任者としての適格性に関する事。 ほか

## 3 その他

(1) 申請後、面接前までに、現地確認をさせていただきます。また、他都市で保育事業を実施している場合は、現在運営している保育施設の調査をさせていただきます。

(2) 申請した保育責任者を設置者側の事情による変更は原則認めません。

(3) ご提出いただいた申請書及び添付資料は返却いたしません。(本事業の目的以外には使用しません。)

(4) 審査する上で、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がございますので予めご了承ください。

(5) 採択後いくつか条件を附すことがありますので、予めご了承ください。

(6) 提出いただく平面図は設計士の方に依頼して作成してください。

## 10 問い合わせ先

(1) 令和2年4月17日まで(関内新井ビル5階/横浜市中区尾上町1-8)

ア 制度・申請方法・申請内容に関すること

不明な点等ありましたら、下記担当までお問い合わせください。

横浜市子ども青少年局子ども施設整備課 【電話番号】045-671-2398 【FAX番号】045-550-3607 【電子メール】kd-tiikigata-hoiku@city.yokohama.jp 【担当者】 小規模保育事業担当
--

イ 整備が必要な地域・各区のニーズに関すること

下記の部署まで電話又は電子メールにてお問い合わせください。

横浜市子ども青少年局保育対策課 【電話番号】045-671-4468、4220 【電子メール】kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp 【担当者】 各区担当(該当するエリア(区)をお伝えください。)
--

(2) 令和2年4月20日以降(新市庁舎13階/横浜市中区本町6-50-10)

ア 制度・申請方法・申請内容に関すること

不明な点等ありましたら、下記担当までお問い合わせください。

横浜市子ども青少年局子ども施設整備課 【電話番号】045-671-4146 【FAX番号】045-550-3607 【電子メール】kd-tiikigata-hoiku@city.yokohama.jp 【担当者】 小規模保育事業担当
--

イ 整備が必要な地域・各区のニーズに関すること

下記の部署まで電話又は電子メールにてお問い合わせください。

横浜市子ども青少年局保育対策課 【電話番号】045-671-4469 【電子メール】kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp 【担当者】 各区担当(該当するエリア(区)をお伝えください。)
---

(2) ダウンロードアドレス

申請書等の様式	<a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/chikigata/">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/</a>
---------	--

<a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/chikigata/">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/</a>
--

## 参考資料

- 1 給付費について
- 2 連携施設受諾促進加算の諸条件について
- 3 令和2年度子ども・子育て支援新制度 利用料(保育料)月額
- 4 横浜市宿舎借上げ支援事業令和2年度のご案内
- 5 かながわ保育所・保育士支援センターのご案内
- 6 保育事業者向け求人サイト

## 参考資料1 給付費について

新制度では保育施設及び事業に対し、国が定める公定価格等に基づき給付費をお支払します。給付額は地域区分や利用定員、認定区分による基本額(児童一人当たりの単価)と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。詳しくは下記のサイトをご覧ください。

利用者負担は横浜市が保護者の所得に基づき決定した金額を徴収していただきます。

### 【参考サイト】

・新制度全般(内閣府HP)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

・公定価格の単価表(案)及び試算ソフト掲載先 URL

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>

定員		小規模保育事業 年間運営事業費の目安額 (令和元年度 公定価格等概算モデル)※横浜市の独自助成である向上支援費を含む	
		年間運営事業費	年間運営事業費の1/6
A 型	12 人	42,806,280 円	7,134,380 円
	19 人	53,868,510 円	8,978,085 円
B 型	12 人	40,622,520 円	6,770,420 円
	19 人	50,971,230 円	8,495,205 円

※上記金額は目安額となります。定員構成等により変更することがあります。

### 【上記の試算条件】

定員		0歳	1歳	2歳	その他
A 型・B 型 共通	12 人	3人	4人	5人	・保育標準時間認定児童のみで算出 ・処遇改善等加算の加算率は8% ・管理者設置加算 等
	19 人	3人	8人	8人	

## 参考資料2 連携施設受諾促進加算の諸条件について(2年度)

連携先	月額助成単価		支給条件
認可保育所	A区分	229,500円	<p><b>支給条件</b></p> <p>下記の条件①ア、イ、ウ全てに該当すること又は条件②ア、イ両方に該当すること。</p> <p>条件ア 保育内容の支援(以下のうち3項目以上に該当する)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。</li> <li>・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。</li> <li>・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う。</li> <li>・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。</li> <li>・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う。</li> <li>・連携施設との合同研修・職員交流を実施する</li> <li>・連携施設への給食の提供を実施している。</li> </ul> <p>条件イ 一時保育事業又は地域子育て支援※を実施している。</p> <p>※地域子育て支援の例 地域の子どもへの園庭開放、地域の保護者への育児講座、育児相談の実施、地域の子育て支援活動への参加(赤ちゃん教室や子育てサロン等)</p> <p>条件ウ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。</p> <p><b>単価</b></p> <p>条件①ア、イ、ウ全てに該当する場合                      A区分 229,500円 条件②ア、イ両方に該当する場合                              B区分 114,750円</p> <p>* 複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。</p>
	B区分	114,750円	
幼稚園	A区分	85,000円	<p><b>支給条件</b></p> <p>条件ア 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(通常型・平日型)を実施している。</p> <p>条件イ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。</p> <p>条件ウ 保育内容の支援について、以下の項目を全て実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う。</li> <li>・施設の状況に応じ、連携施設に対して、施設や園庭を開放する。</li> <li>・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。</li> </ul> <p><b>単価</b></p> <p>条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合                      A区分 85,000円 条件② ア、イともに該当する場合                              B区分 57,400円</p> <p>* 複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。</p>
	B区分	57,400円	
認定こども園	A区分	229,500円	<p><b>支給条件</b></p> <p>条件ア 連携施設児童の卒園後の受け入れ枠を設定している。</p> <p>条件イ 保育内容の支援を行っている。(以下のうち3項目以上該当する)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。</li> <li>・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど必要な支援を行う。</li> <li>・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。</li> <li>・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。</li> <li>・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して必要な支援を行う。</li> <li>・連携施設との合同研修・職員交流を実施する。</li> <li>・連携施設への給食の提供を実施している。</li> </ul> <p>条件ウ 3号認定の保育を実施している。</p> <p><b>単価</b></p> <p>条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合                      A区分 229,500円 条件② ア、イ両方に該当する場合                              B区分 85,000円 条件③ アのみに該当する場合                                      C区分 57,400円</p> <p>* 複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。</p>
	B区分	85,000円	
	C区分	57,400円	

令和2年度横浜市子ども・子育て支援新制度利用料（保育料）（月額）

参考資料3

（単位：円）

認定区分	1号認定	2号認定（3歳児クラス～） ※満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から
対象施設・事業	認定こども園（教育利用）・幼稚園	認定こども園（保育利用）・認可保育所
負担額	0	0

負担区分	認定区分	3号認定（0～2歳児クラス） ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで								
	対象施設・事業	認定こども園（保育利用）、認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、新制度対象の事業所内保育事業				
	きょうだい区分※	第1子		第2子		第1子		第2子		
	利用時間区分	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	市民税均等割のみ	6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500	
市民税所得割額※	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
	D2	10,001円以上～48,600円以下	10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
	D3	48,601円以上～50,400円以下	12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
	D4	50,401円以上～57,700円以下	14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
	D5	57,701円以上～77,100円以下	16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
	D6	77,101円以上～97,000円以下	20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
	D7	97,001円以上～102,600円以下	25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
	D8	102,601円以上～120,600円以下	29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
	D9	120,601円以上～138,600円以下	34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
	D10	138,601円以上～169,000円以下	38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
	D11	169,001円以上～174,900円以下	41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
	D12	174,901円以上～192,900円以下	44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
	D13	192,901円以上～211,200円以下	47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
	D14	211,201円以上～228,900円以下	50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
	D15	228,901円以上～246,700円以下	53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
	D16	246,701円以上～255,700円以下	55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
	D17	255,701円以上～264,700円以下	57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
	D18	264,701円以上～273,700円以下	58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
	D19	273,701円以上～282,700円以下	59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
	D20	282,701円以上～291,700円以下	60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
	D21	291,701円以上～301,000円以下	61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
	D22	301,001円以上～309,700円以下	64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
	D23	309,701円以上～335,800円以下	68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
	D24	335,801円以上～361,300円以下	71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
	D25	361,301円以上～387,700円以下	73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
	D26	387,701円以上～397,000円以下	75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
	D27	397,001円以上	77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600
ひとり親世帯等	E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0
	E1	D1階層でひとり親世帯等	2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0
	E2	D2階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0
	E3	D3階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E4	D4階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E5	D5階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0

※きょうだい区分の数は「利用料のご案内」若しくは「利用案内」等で確認してください。「第3子」以降のお子さんの利用料は無料となります。

※利用料は、市民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基に算定します。市民税が未申告の方等は、最高階層（D27）となります。

※政令指定都市では、30年度市民税より税率が6%から8%へ変更となりましたが、利用料における市民税所得割課税額は6%の旧税率を用いて算出しています。（名古屋市は独自減税による5.7%の旧税率を用いて算出しています。）

※月の途中で利用開始または利用を止めた方は、在籍日数に応じた利用料（10円未満は切り捨て）になります。

≪3号認定：その月の利用料＝利用料（月額）×在籍日数（日曜、祝日を除く・25日を超える場合は25日）÷25≫

※E0～5階層における「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯（同居親族がいる場合など対象外となることがあります）、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）を指します。「ひとり親世帯等」に該当すると認められた場合、C階層、D1～5階層はE0～5階層になります。

## ～横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業令和2年度のご案内～

市内保育所等を経営する事業者による、保育士向け宿舎の借り上げを支援するために、必要な経費の助成を行います。（※令和2年度予算の議決を条件としています。）

令和2年4月から令和3年3月に係る期間の事業概要を次のとおりお知らせします。

### 【支援対象】

- 市内保育所等(※注1)を経営する事業者が、雇用する保育士(※注2)を、事業者が借り上げた宿舎に入居させる場合、宿舎借り上げに係る経費を補助

(※注1) 市内保育所等は次のとおり。

- ・ 認可保育所
- ・ 認定こども園
- ・ 認可保育所等への移行を目指し、「移行計画書」を提出した横浜保育室
- ・ 小規模保育事業（A・B・C型）

(※注2) 市内保育所等に勤務する常勤保育士のうち、次に該当する者

事業者の雇用開始の日が属する会計年度から起算して、10年目の会計年度末までの保育士（令和2年度は23年度以降雇用）とする。

ただし、施設長及び平成24年度以前に事業者が借り上げる宿舎に入居している者を除く。

### 【助成内容】

対象経費	雇用する保育士向け、宿舎借り上げに係る経費のうち賃借料、共益費（管理費）。 <u>※礼金、更新料、敷金等は対象になりません。</u>
補助率	対象経費の3/4
助成金額	<u>宿舎1戸当たり月額82,000円の3/4（61,000円）を上限</u> （1,000円未満は切り捨て）
助成期間	事業者の雇用する保育士が、借り上げ宿舎に入居している期間。ただし、事業者に雇用された者で、雇用開始の日が属する会計年度から起算して、 <u>10年目の会計年度末までの保育士（令和2年度は23年度以降の採用者）で住宅手当が支給されていないことを条件</u> とする。

### 【令和2年度補助金申請書の提出期間】

- ・ 令和2年4月から受付を開始します（通年）。

※遡り補助はしません。別途定める提出期限日（原則7日）の受付終了時間までに申請のあった月の家賃分からが対象です。

※月単位での補助であり、1日から末日まで補助対象要件を満たした月が補助対象となります。



## 【応募方法】

申請者は法人単位となります。申請様式、必要書類及び提出期限一覧は横浜市こども青少年局ホームページにて掲載しております。また、メーリングリストを登録いただくことで、本事業に関する情報をリアルタイムで受け取ることができます。ホームページ掲載の登録方法をご確認のうえ、必ずご登録ください。

本市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>待機児童対策

<URL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/taiki/>

なお、令和2年度横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業における各種提出書類に関する問い合わせは、ホームページに記載の本市委託業者までお願いします。

## 【応募にあたっての申請書類】

第1号様式 横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請書（別紙1、2を含む）
第2号様式 令和2年度横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業計画書 ※保育士確認及び同意欄に申請保育士の署名捺印されたものをご提出ください。
第3号様式 令和2年度横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業収支予算書
不動産賃貸借契約書（写し）
保育士証（写し）
市長が必要と認める書類

### ★留意点★

- ・ 事業者が保育士用宿舍として借り上げている物件が助成対象です。事業者（法人の場合は、役員を含む）が所有する物件を貸与している場合は対象となりません。
- ・ 事業者が宿舍を借りただけでは、補助対象とはなりません。保育士の入居日（住民票の異動日）から対象となります。
- ・ 家賃の一部を保育士本人が負担する場合は、家賃から本人負担分を除いた金額が補助対象となります。
- ・ 書類の提出期限を月毎に別途設けております。提出期限日の受付終了時間必着で書類を提出してください。提出期限までに申請のあった月の家賃分だけが対象となります。

### 【補足】

保育士宿舍借り上げ支援事業は、厚生労働省が発出している保育対策総合支援事業交付要綱に基づき、事業を実施しております。今後、発出される交付要綱により、支援対象及び助成内容が変更になることがありますので、ご了承ください。変更する場合には、別途事業者の皆様にご連絡いたします。

なお、令和3年度以降の横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業の継続有無及び事業概要につきましては、詳細が分かり次第、事業者のみなさまに周知いたします。

## インターネットによる求人情報のお知らせ

**福祉のお仕事** <https://www.fukushi-work.jp>

福祉のお仕事

「福祉のお仕事」では、全国の福祉人材センター・福祉人材バンクより、福祉・介護の求人情報をお探しいただけます。

※2017年4月よりリニューアル

### \* 求職者の皆さまへ

条件を入力していくと、希望にあった求人検索ができます。

### \* 求人事業者の皆さまへ

求人募集するときは、「福祉のお仕事」から、事業所登録・求人募集ができます。

\*新規設立法人(事業所)については一度、当センターへお問い合わせください。

## かながわ保育士・保育所支援センターホームページ

[www.kanagawahoiku.jp](http://www.kanagawahoiku.jp)

かながわ保育士・保育所支援センター  
保育のしごと応援サイト!

保育士の資格をお持ちの皆さんに就いてみたい方、いまでは求職者をお見込みの方々の応援サイトです。

保育士資格をお持ちの皆さんもぜひ、セレクト検索・ワンクリックで求職者情報をお見込みください。求職者情報をお見込みください。

保育士・保育所支援センターのご案内

イベント・講習会の案内

お知らせ・最新情報

当センターで行う講座やイベント情報等を掲載しています。

当センターへの登録もここからできます。

## 保育の求人・求職をお待ちしています!

かながわ保育士・保育所支援センターは、労働局から無料職業紹介所として認可を受けた「かながわ福祉人材センター」内に設置され、保育関係の求職および保育所等からの求人のマッチングをおこなっています。

### 🌸 求職対象職種

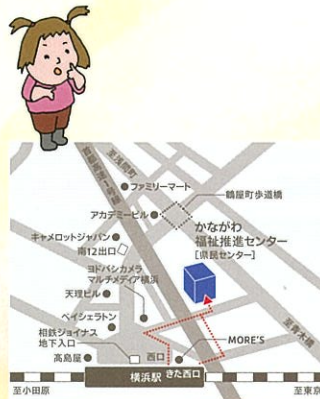
神奈川県内で保育関係の仕事をしたい方であれば、どなたでもご利用いただけます。

保育士、栄養士、看護師、調理員、保育補助員等

### 🌻 求人対象施設

神奈川県内にある施設であれば、法人格等にかかわらずご利用いただけます。

認可保育所、認可外保育施設(自治体の補助対象となっている施設)、家庭的保育事業・小規模保育事業等の地域型保育事業、事業所内保育施設(国の補助対象となっている施設・院内保育施設)、児童福祉法に定める児童福祉施設等(乳児院、児童養護施設、助産施設、母子生活支援施設、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、放課後児童クラブ等)、認定こども園



開所時間 月・土曜日 9:00 ▶ 17:15 (12:00 ▶ 13:00 昼休み)

日曜日・祝祭日・年末年始およびかながわ県民センター休館日は閉所

所在地 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

かながわ県民センター13階(かながわ福祉人材センター内)

TEL 045-320-0505 FAX 045-313-4590

E-mail hoiku\_jinzai@knsyk.jp

HP [www.kanagawahoiku.jp](http://www.kanagawahoiku.jp)

Illustration by Osamu Kawamura

## 参考資料5

資格をいかして、子どもたちの笑顔につつまれ、働きたい!  
そんなあなたを応援します。

# かながわ保育士・保育所支援センター

保育士を  
紹介してほしい

もう一度保育士として  
働きたい

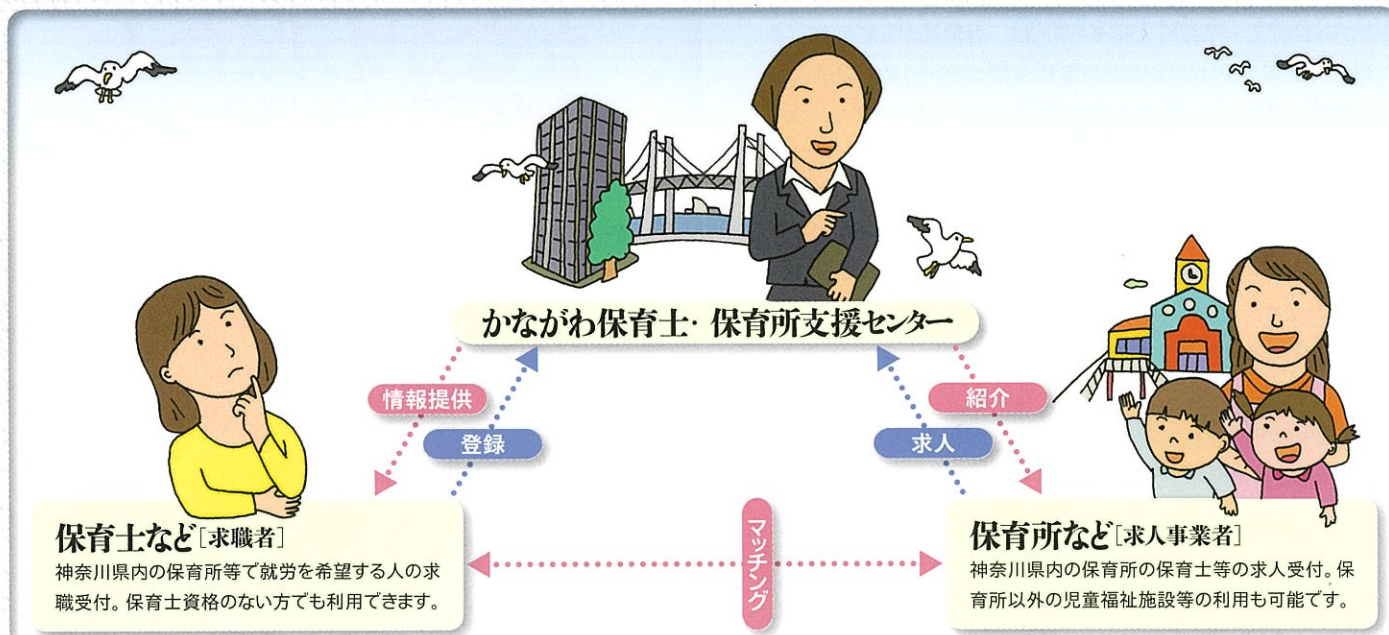
保育所の看護師や  
栄養士を募集したい

保育士の資格を  
いかして働きたい



かながわ保育士・保育所支援センターにご相談ください!

かながわ保育士・保育所支援センターは、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市の共同事業として神奈川県社会福祉協議会が委託を受けて運営しています。



### 保育士など[求職者]

神奈川県内の保育所等で就労を希望する人の求職受付。保育士資格のない方も利用できます。

### 保育所など[求人事業者]

神奈川県内の保育所の保育士等の求人受付。保育所以外の児童福祉施設等の利用も可能です。

### ❁ 就職相談・コーディネート

経験豊富な保育士が、電話や面談により就職に関するご相談に応じます。

ご希望により、就職先の情報提供や見学等の調整、紹介をします。

就職にあたって心配や不安なことへの相談と助言もします。

ブランクのある保育士の方もお気軽にご相談ください。



### ❁ 出張相談会の実施

県内各地にかながわ保育士・保育所支援センターの相談窓口が出張して個別相談に対応します。

日程・会場等はホームページ等でお知らせいたします。

### ❁ 職場見学等の調整

応募したいと考えている求人先の職場見学や仕事体験などのご相談を受け、調整をいたします。職場見学、仕事体験にあたっては求職登録が必要です。

### ❁ 保育に関する情報提供

保育に関わるさまざまな情報（資格や制度、就職相談会の開催日程等）をメールなどでお知らせします。

### ❁ 就職支援セミナー・相談会の開催

県内各地で就職支援セミナーや就職相談会を開催しています。詳しい日程・会場等はホームページ等でお知らせします。

### ❁ 就職支援セミナー

就職にあたって参考になる情報を聞くことができます。

- 【例】 保育園の一日の流れ、仕事の内容
- 保育をめぐる最近の状況
- 保育の仕事に復職・転職した人の経験談等

### ❁ 就職相談会

県内各地から保育所がブースを出展し、それぞれの園の特徴や求めている人材について直接聞くことができます。



## まずはセンターに登録!

さまざまな情報やアドバイスが受けられます。

かながわ  
保育士・保育所  
支援センター!



### すぐに就職したい方

- ◆ 就職相談
- ◆ 職場見学等の調整
- ◆ 求人情報の提供
- ◆ 就職先の紹介

### いずれ就職しようと考えている方

- ◆ 保育の資格や仕事に関する情報提供
- ◆ 各種セミナー等のご案内

かながわ保育士・保育所支援センターの各種事業への参加は、雇用保険の求職活動実績対象となります。

### ❁ 保育士就職準備金について

保育士の資格保有者が保育の仕事に就職する際、準備金の貸付を受けることができます。神奈川県内で2年間保育の仕事に従事すると返還が免除となります。

貸付申請にはかながわ保育士・保育所支援センターへの求職登録が必要です。

求職登録 [www.fukushi-work.jp/job/](http://www.fukushi-work.jp/job/)



貸付には要件がありますので、下記ホームページでご確認ください



[www.knsyk.jp/s/jinzaicenter/jinzai\\_kashituke\\_06\\_shikin.html](http://www.knsyk.jp/s/jinzaicenter/jinzai_kashituke_06_shikin.html)

貸付に関するお問い合わせは、福祉人材センターへ

TEL 045-312-4816



# 横浜市からの お知らせ

**採用担当者様必見!**

保育事業者向け  
求人サイト

# 掲載事業者募集!

●掲載費用  
●成功報酬  
**無料!**



横浜市では、市内で保育所等(※)を運営する方への採用支援事業として、横浜市求人サイトを開設いたしました。掲載等すべて無料で採用活動を行っていただけますので、ぜひご参画ください。

※認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、横浜保育室又は横浜市私立幼稚園等預かり保育事業若しくは横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業を行う幼稚園

## 保育士・保育所支援センターとの併用がおすすめです

### 保育士・保育所支援センター

コーディネーターとの  
対話を通じた丁寧な  
支援が受けられます



#### ①求人作成支援

コーディネーターから、求人作成に関するアドバイスを受けられます。

#### ②マッチング

コーディネーターが求職者と求人側双方の希望を丁寧に聴き取り、マッチングを行います。

両サービスの特徴を活かして併用いただくとより効果的です(どちらのサービスも無料)

### 本事業求人サイト

主にオンラインを  
通じた採用支援が  
受けられます



#### ①「採用ページ」作成支援

ビズリーチ社より、公開された求人特集ページに掲載する採用ページ作成支援、採用活動に関わる支援が受けられます。

#### ②オンラインでの応募獲得

掲載した求人へ、求職者から直接応募が届きます。事業者自ら積極的な採用活動を行うことができます。

対象者	横浜市内で保育所等(※)を運営し 当該施設の保育士・保育教諭の求人募集をする者
掲載期間	2020年3月31日まで
募集期間	2019年10月1日～2020年2月28日

PC スマートフォン  
に対応!

ハマ 働く

求人サイトは上記で検索



お問合せ

横浜市こども青少年局保育対策課

お申込みは裏面を参照ください

横浜市中区港町1-1 ☎045-671-4469(平日9時～17時) email: kd-hoikushi@city.yokohama.jp

掲載のお申込みは



FAX

または



メール

で受け付けます。

FAXの方は下記内容にご記入の上お送りください。

メールの方は記入した申込書をメールに添付の上、お送りください。

求人情報を掲載するには、採用ページの作成が必要です。

お申込みいただいた方には、株式会社ビズリーチから採用ページ作成に向けたEラーニング教材や作成マニュアルのご案内をさせていただきます。

申込者情報 (次の項目全てご記載ください。)

法人名 <small>※法人単位での お申込みを お願いします</small>			
代表者職氏名	ふりがな( )		
事業種別	<input type="checkbox"/> 認可保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業 <input type="checkbox"/> 横浜保育室 <input type="checkbox"/> 幼稚園		
所在地	〒		
ご担当者名	ふりがな( )		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス	@		
保育士・保育所支援センター (福祉のおしごと)への登録の有無	<input type="checkbox"/> 登録している <input type="checkbox"/> これから行う		
掲載地域 <small>(求人掲載を希望する施設のある 地域を全て選んでください)</small>	<input type="checkbox"/> 鶴見区・神奈川区・港北区 <input type="checkbox"/> 緑区・青葉区・都筑区 <input type="checkbox"/> 西区・中区・南区・保土ヶ谷区 <input type="checkbox"/> 旭区・戸塚区・泉区・瀬谷区 <input type="checkbox"/> 港南区・磯子区・金沢区・栄区		
本事業を知った先	<input type="checkbox"/> ダイレクトメール <input type="checkbox"/> 行政の説明会 <input type="checkbox"/> 交通広告 <input type="checkbox"/> 広報よこはま <input type="checkbox"/> メールマガジン <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> その他( )		

下記の内容を確認し、承諾しました。

申込者は、本事業で定める対象者であり、市税及び横浜市に対する債務の支払い等の滞納はありません。また、必要があるときは申請者の課税状況について、横浜市が官公署に報告を求めることについて承諾します。

申込者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。また、必要があるときは、横浜市暴力団排除条例8条に基づき暴力団でないことを横浜市が神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。

申込者は、横浜市特集ページを通じて採用した雇用者との間に、トラブル等が発生した場合、株式会社ビズリーチ及び横浜市が責任を負わないことを承諾します。

申込者は、求職者より、求人条件と実際の労働条件が異なるといった相談等があった場合には、横浜市が事実確認を行い、法令違反の恐れ等がある場合には、当該求人紹介の一時保留や求人の取消を実施することを承諾します。

申込者は、本事業を通じて取得した求職者の個人情報について、無断で第三者へ提供しないなど、適切に管理することを承諾します。